

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県公安委員会より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により公表する。

平成31年1月8日

石川県監査委員 米澤賢司
同 吉田修
同 浜田孝
同 岡部朋代

(別紙)

石公委第99号
平成30年12月20日

石川県監査委員様

石川県公安委員会

平成30年12月4日付け石監査第443号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
公用車の交通事故が発生しています。 交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう厳重に注意してください。	小松警察署	職員の交通事故防止対策として、全署員を対象に「安全運転励行」の徹底を指示したほか、朝礼時等に安全運転指導員による安全運転指導や運転時の安全確認・注意ポイント及び積雪・凍結路面時の対策等を具体的に指導する講習を行うなど交通事故防止対策の徹底を図っております。 また、交通事故を起こした職員に対し、石川県安全運転研修所を利用した運転技能及び知識の再確認と安全運転に対する更なる意識付けを行いました。 今後とも、交通事故防止を推進しなければならない機関であることを踏まえ、全職員に対する指導・教養を継続して実施し、交通事故の未然防止に努めます。